

はじめに

このハンドメイド体験&ショップフェスタ in 大阪ガーデンパレス出店規約（以下「本規約」といいます）は、日本私立学校振興・共済事業団 大阪会館（以下「当会館」といいます）が企画及び運営を行うハンドメイド体験&ショップフェスタ in 大阪ガーデンパレス（以下「本イベント」といいます）におけるハンドメイドブース及びオプション備品又はワークショップの講師を務める機会を提供するにあたり（以下、提供サービスを「本サービス」といいます）、本サービスの利用の諸条件を定めるものです。

本サービスをご利用になる方（利用を希望する方を含み、以下「出店者」といいます）には、本規約に同意の上で、本サービスへの申込及びご利用をしていただきます。

第1条（本サービスの目的）

- 1 本サービスは、本イベントにおいて、出店者が、自ら制作したオリジナル作品の展示及び販売を行うための機会及びスペース、並びに（申込内容に応じた）オプション備品、又は本イベント会場内で開催されるワークショップの講師を務める機会を提供するものです。
- 2 出店者は、本イベントにおいて、自ら制作したオリジナル作品の販売を行うことができるものとし、自ら事業者としての責任をもって来場者に対する作品の販売及び付随する業務（接客、作品の管理、ブースの設営・撤収を含みますがこれに限りません）又はワークショップの講師としての役務提供を行うものとしします。
- 3 当会館は、本規約にご承諾いただいた出店者に対してのみ、本サービスを提供します。
- 4 出店者は、当会館の運営する本イベントの公式 WEB サイト（以下「本 WEB サイト」といいます）を通じて、本サービスに申し込むことにより、本規約の内容にご同意いただいたものとみなされます。
- 5 当会館は、本サービスについて、本規約のほか、注意事項等を、印刷物又は本 WEB サイト上に別途定める場合があります。
- 6 出店者は、本サービスに申込又は利用をするにあたり、本規約及び注意事項等を理解の上、同意し、遵守するものとしします。

第2条（本イベントの概要）

本イベントの概要は、以下のとおりとします。

- 1 開催日：2022年8月11日(木・祝)
- 2 開催場所：大阪ガーデンパレス
- 3 募集出店者数：約102ブース
- 4 募集期間：2022年4月中旬～2022年6月末日

第3条（出店資格）

- 1 出店者は、本イベントで販売するオリジナル作品を自ら制作したクリエイター本人に限ります。クリエイター以外の者による委託販売、代理販売、法人による出店又はセレクトショップの形式での出店は認められません。なお、法人による出店において、第6条1項の要件を満たさない場合、別途法人向けに提供される協賛ブースへ申し込むものとします。
- 2 出店者は、未成年者の場合には、出店申込について、事前に親権者などの法定代理人の同意を得るものとし、かつ本イベント当日は、親権者が同行するものとします。なお、当会館は、必要と判断した場合には、出店者に対して、さらなる親権者の同意、書類、情報等の提供を求めることがあります。
- 3 出店者は、日本国内に住所を有する者に限るものとします。なお、日本国内に在住する外国籍の者が出店する場合、本イベントにおける作品の販売及び付随する業務が許可された在留資格の条件に違反しない者に限ります。

第4条（出店申込）

- 1 出店者は、本WEBサイト上の、当会館の所定の申込フォームに、当会館所定の事項を入力することにより、出店の申込を行うものとします。
- 2 出店者は、前項の方法による申込を行う際には、本人が、正確な情報を入力及び提供するものとします。
- 3 出店者は、複数の出店者を代表して、本サービスに申し込む場合、事前に、同一の申込に係る他の出店者（以下「共同出店者」といいます）から、本規約の理解及び同意を得た上で、申込を行うものとし、また、共同出店者の一切の行為及びその結果につき、当会館に対し連帯して責任を負うものとします。出店者が申込フォーム記入後に、共同出店者が増えた場合も、同様に本規約の内容を説明し、理解及び同意を得た上で、当日同行させるものとします。
- 4 当会館は、当会館の裁量に基づいて、各出店申込みについて、本イベントの開催趣旨に照らし、第3条に定める出店資格の有無、及び第6条に定める作品の条件に適合するか等の審査を行い、出店の承認・不承認を決定します。
- 5 当会館は、出店者に対し、前項に基づき決定した承認又は不承認の結果、並びに承認決定した出店者に対しては、仮受付完了の旨及び支払方法（支払期限も含む）について、電子メールにて案内するものとします。
- 6 出店者は、第5項に基づき当会館が送付するメール記載の方法により、当会館が本WEBサイトにおいて定める料金表に従い、申込内容に応じて算出される金額（以下「出店料」といいます）を、所定の方法により支払うものとします。なお、銀行振込の場合の振込手数料は出店者の負担とします。

- 7 当会館が、前項に定める出店料のお支払を確認した時点で、当該出店者との間で出店契約が成立し、当該出店者による出店（当会館からの本サービスの提供）が決定するものとします。出店者は、前項に定める出店料の支払の遅延などにより、出店契約が成立せず、出店が認められない場合があることを了承します。
- 8 募集出店数に達する出店者が決定した場合、第 2 条に定める募集期間内であっても、当会館は、本サービスへの申込の受付を終了します。
- 9 当会館は、原則として、出店料の支払確認の先後により出店契約を成立させ、先に入金の確認を受けた出店者の出店を決定しますが、一定期間に申込が集中した場合には、当会館は、その裁量により出店者を決定することができます。
- 10 前 4 項を妨げず、当会館が、次の各号のいずれかに該当する又はそのおそれがあると判断した場合には、出店の申込を不承認とし、また、出店契約の成立後であっても、出店決定を取り消すことができます。
 - (1)前条及び本条の要件を満たしていない場合
 - (2)他人になりすまして申込をしようとしている又は申込をした場合
 - (3)共同出店者から本規約への同意を得ずに申込をしようとしている又は申込をした場合
 - (4)過去に本規約の違反等により、当会館の運営するイベントにて作品の撤去処分を受けていた場合
 - (5)申込の際に当会館に提供された登録情報の全部又は一部が不正確である場合、又は不足、虚偽、誤記若しくは記載漏れが含まれている場合
 - (6)当会館による本イベント又は本サービスの運営又は他の出店者を妨害、支障等をきたす行為を行った場合
 - (7)未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていない場合
 - (8)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持・運営・経営に協力・関与するなど、反社会的勢力との何らかの交流・関与を行っている場合
 - (9)本規約に違反し、又は違反するおそれがあると当会館が判断した場合
 - (10)上記のほか、当会館が不適切又は不適當であると判断した場合

第 5 条（出店料の取扱い）

- 1 当会館は、出店料又は第 8 条 1 項に基づくオプション備品のレンタル料の受領後、理由の如何を問わず、出店者からの出店又はレンタルの取消しや出店契約の解除に伴う出店料又はレンタル料の返還に応じることはできません。

- 2 当会館は、第 16 条に定める不可抗力により本イベントが中止となった場合、出店者に対し、出店料又はオプション備品のレンタル料を返還する義務を負わないものとし、出店者はこれに同意します。
- 3 当会館は、第 16 条に定める不可抗力事由が発生していないにもかかわらず、当会館の都合により本イベントの中止を決定した場合に限り、出店者に対し、支払済みの出店料及びオプション備品のレンタル料を返還するものとします。

第 6 条（作品）

- 1 出店者は、本イベントにおいて、来場者に対し、自らが制作したオリジナルのハンドメイド作品を販売することができます。なお、出店者が法人の場合、本イベント当日に出店ブースに来場する者自身によるハンドメイド作品のみが販売可能であり、同出店者に属する他の従業員等による作品は販売対象に含まれないものとします。
- 2 出店者は、本イベントにおいて、以下の作品又は商品の持込、展示及び販売が禁止されることに同意します。
 - (1)既成品その他出店者又は共同出店者以外の第三者により制作された作品
 - (2)第三者の著作権、商標権、意匠権、肖像権、所有権その他の権利を侵害する作品
 - (3)ビーズ・生地・毛糸・アクセサリパーツ等の素材、素材を組み合わせたキット、又はハンドメイドに用いる道具
 - (4)生き物、出店者によるアレンジが加えられていない植物、又は植物の苗
 - (5)包丁、ナイフ等の刃物、モデルガン、エアガン等の武器とみなされるもの、火器、花火、火薬、可燃ガスその他の危険物、盗撮用小型カメラなど犯罪に使用されるおそれのあるもの
 - (6)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」といいます）による規制を受ける医療品、医療機器、医薬部外品又は化粧品
 - (7)性的描画・描写のあるもの、及び、裸姿、下着姿の描画・描写のあるもののうち、社会通念を基準としてわいせつ物と判断されるもの
 - (8)過度に暴力的、差別的、政治的、又は宗教的な表現を含み、社会通念に照らし普通人に不快を与えると判断されるもの
 - (9)食品（食品販売のための出店について、別途、フードブース出店のための所定の条件に同意の上、申込をした場合はこの限りではないものとします）
 - (10)ペット用フード
 - (11)上記のほか、適用法令に違反するもの、来場者及び購入者の身体に危険を及ぼすおそれのあるもの、及び当会館が不適切又は不適當であると判断したもの
- 3 出店者が展示又は販売する作品が、前項に違反すると当会館が判断した場合、当会館は当該作品の展示若しくは販売の中止、又は出店ブースの撤去を出店者に求め、又は実行することができます。

第7条（備品レンタルに関する注意事項）

- 1 出店者は、第4条1項に基づく出店申込時に申込フォームへの記入により、又は出店契約成立後から、本イベントで利用する備品のレンタルを申し込むことができます。レンタルの条件及び各備品の詳細は、原則として、本WEBサイトのオプション備品に関するページのどおりとし、出店者は、当会館所定の方法により備品のレンタル料を支払うものとします。ただし、出店者は、レンタル備品の色又はデザインが、本WEBサイトに掲載された内容と異なる場合があることに了承します。
- 2 出店者は、前項に基づくレンタル料の支払により当該備品に係るレンタル契約が成立すること、及び申込に関わらず、備品の数量等の都合により、備品のレンタルができない場合があることを了承するものとします。
- 3 出店者は、各出店ブースには、電源ないしコンセント口が設置されていないこと、及び出店にあたり、照明、パソコンその他の電子機器等のために、電気の利用を希望する場合、電源のレンタルが必要であることを了承します。
- 4 出店者は、レンタル備品のうち、ギャラリーパネルに限り、水性塗料によるペインティングを行うことができるものとします。ただし、塗料等により、床その他の会場設備、その他のレンタル備品、他の出品者の作品等を汚すことがないように、シートを持参して使う等、十分に注意するものとします。
- 5 出店者による作品及び備品の搬入、設営又は搬出にあたり、会場設備又は備品に汚損・損傷が生じ、又は破壊された場合、清掃費用又は修理費用を請求される場合があることに、出店者は同意するものとします。
- 6 出店者が、当会館から備品をレンタルした場合、善意なる管理者の注意義務をもって、当該レンタル備品を取り扱うものとします。
- 7 出店者は、本イベント終了後にレンタル備品を現状回復し、自身の出店ブースに置いておくことにより、返却するものとします。
- 8 出店者が、故意又は過失に関わらず、レンタル備品に損傷を加え、破壊し、又は返却せずに持ち帰った場合、当会館は当該出店者に対し、生じた損害に相応した代金を請求できるものとします。
- 9 出店者は、会場の都合により、自身の出店ブースが、隣接する出店ブースで使用されているパネル又は会場の壁に面している場合があることを了承します。隣接ブースのパネルに面している場合、出店者は、当該隣接ブースの出店者の同意なく、当該パネルの裏面を利用しないものとします。

第8条（出店に関する責任）

- 1 出店者は、本イベントにて、自らの事業者としての責任、判断、及び費用負担において、来場者に対する接客、作品の販売、ワークショップの実施を含む全ての対応を行うものとします。なお、当会館は、本サービスの提供の他、出店者による本イベントでの作品の販売ないし売上に関して、何らの保証をするものではないことに、出店者は同意します。

- 2 出店者は、本イベントにおける来場者との取引後、自己の責任と費用負担において、販売商品の修理の交換等のアフターサポートを行うものとし、これに必要な連絡先及びサポート内容の提示などを行うものとします。
- 3 前項を妨げず、来場者から当会館宛に、アフターサポート又は苦情等の連絡が来た場合、当会館は、出店者に対して、その旨を連絡できるものとします。かかる場合、出店者は、自己の責任と費用負担において対応し、当会館に迷惑をかけないものとします。
- 4 出店者は、自己の責任と費用負担において、出店者間、又は出店者と来場者の間で発生するいかなる事故、苦情その他のトラブルへの対応及び解決を行うものとします。ただし、本イベントの会場の保安上の理由から、当会館からトラブル対応に関する指示があった場合、出店者はこれに従うものとします。
- 5 当会館は、本イベントにおいて出店者において行われるいかなる取引、ないし出店者間、又は出店者と来場者その他第三者（本イベント会場および近隣の会場で開催予定の他のイベントの関係者を含む）との間で発生するいかなる事故、苦情その他のトラブルに関して一切の責任を負わないものとします。
- 6 出店者は、本イベントの会場内では、自己の責任において、作品、売上金及び貴重品等の管理を行うものとし、当会館は、盗難、紛失、損傷等について一切の責任を負わないものとします。
- 7 前3項の規定に関わらず、出店者は、盗難、事故その他のトラブルを認識した場合、速やかに事務局に通知するものとします。
- 8 第三者の権利を侵害する作品、その他第6条2項各号に該当する作品が展示又は販売された場合、あるいは、出店者が4条10項各号に該当することが判明した場合、当会館は当該作品の展示若しくは販売の中止、又は出店ブースの撤去を出店者に求め、又は実行することができます。
- 9 当会館は、本イベント当日、両替の対応は行いません。出店者は、自己の責任と判断において、必要な釣銭を準備するものとします。
- 10 当会館は、出店者からの廃棄されるゴミの回収は行いません。出店者は、自己の責任において、自己の出店に関するゴミの管理、回収、持帰り及び自宅での廃棄を行うものとします。出店者が、来場者向けのゴミ箱にゴミを廃棄した場合、当会館は、その判断より、出店者に対して、ごみ処理費用を請求できるものとします。

第9条（出店ブースに関する注意事項）

- 1 出店ブースの配置は、当会館の裁量により決定するものとし、出店者は、指定された場所に出店するものとします。本イベント会場内に空いているブースがある場合も、出店者の希望による配置の変更はできないものとします。
- 2 前項にかかわらず、出店者は、本サービスへの申込にあたり、フォームの備考欄に、他の出店者との隣接するブースの使用を希望することができるものとします。ただし、かかる希望は、記載どおりの配置を保証するものではなく、会場の都合により希望に添えない場合があることに同意の上、出店者は申込を行うものとします。

- 3 出店ブースは、出店スペースの床面をテープで区切った状態で出店者に引き渡され、出店者がレンタルしない限り、パネルや壁の設置はないことに同意の上、出店者は申込を行うものとしします。
- 4 出店者は、指定された出店ブース内に、テーブル、イス、その他の備品を持ち込むことができるものとしします。ただし、持ち込み備品は自身の出店ブースのスペースに収まるものに限ります。

第 10 条（搬入・搬出に関する注意事項）

- 1 出店者は、作品及び備品の搬入及び搬出にあたり、周囲の安全に十分配慮して行うものとしします。
- 2 出店者は、イベントガイドの記載を含む、当会館の事前の指定に従い、使用することができるものとしします。ただし、出店者は、車両搬入場所が、荷積み又は荷下ろしのための一時停車用スペースであることを理解し、作品及び備品の搬入・搬出のための一時的使用に限るものとしします。
- 3 前項に関わらず、荷積み又は荷下ろしの完了後、出店者が車両搬入口に車両を駐車した場合、当会館は、出店者に対し、車両の即時撤去及び罰則金の支払いを求めることができ、出店者はこれに従うものとしします。
- 4 作品及び備品の搬入又は搬出にあたり、会場設備又は備品に損傷が生じ、又は破壊された場合、修理費用を請求される場合があることに、出店者は同意するものとしします。作品及び備品の搬入又は搬出にあたり、出店者、他の出店者その他の第三者に怪我、事故等が発生した場合、出店者は一切の責任を負うものとしします。
- 5 出店者は、①当会館の指定する搬出完了予定時刻までに作品、持込み備品又は携行品が会場に残されている場合、原則として、当会館の遺失物として取り扱われること、②食品その他大きさや質の関係上、遺失物として保管が困難な物品については速やかに破棄され、その他の物品についても遺失物として保管期間経過後に破棄される場合があること、③破棄費用を請求される場合があることに、同意するものとしします。

第 11 条（出店パスについての注意事項）

- 1 出店者は、本イベントの当日、必ず出店パスを携帯し、本イベント会場では、常に見える場所に身に着けるものとしします。
- 2 出店者が、本イベントの当日、出店パスを携帯し忘れ、又は紛失若しくは破損した場合、会場入口で、必要な人数分の出店パスを購入するものとしします。
- 3 出店者は、共同出店者以外の第三者に対して、有償又は無償で、出店パスを譲渡してはならないものとしします。
- 4 前項に関わらず、出店パスの無断譲渡が発覚した場合、当会館は、譲受人に対して本イベントからの退場を求めることができるものとしします。

第 12 条（当日の遵守事項）

- 1 出店者は、本サービスを利用して、ブースを出店するにあたり、以下の各号を遵守するものとしします。

- (1)会場の都合又は安全上の理由により、当会館が、出店ブースの変更又は出店ブース内のレイアウト変更を要請した場合、出店者はこれに従うこと
 - (2)当会館の指定する時間までに出店ブースの設営及び撤収作業を自己の責任において行い、本イベント終了後に出店ブースにレンタル備品以外の物品（作品、持込備品、携行品等）を残さないこと
 - (3)本規約、イベントガイド等その他本イベントの会場の利用方法に関する当会館からの指示に従うこと
 - (4)出店ブースの設営、運営及び撤収にあたり、自己の出店ブース内の他、隣接ブースや通路の来場者その他の安全に十分配慮して作業を行うこと（ピン、画鋸や釘を使う場合、自身の出店ブースのみならず通路や隣接ブースの床にも落とさないよう注意すること）
 - (5)車両による搬入・搬出を行う場合、作品及び備品の搬入・搬出のための荷積み又は荷下ろしの終了後、車両搬入口からすみやかに移動すること
 - (6)当会館よりレンタルしたオプションのテーブル、パネルその他備品を使用するにあたり、当会館の指定するルールに従うこと
 - (7)出店ブースの設置、レンタル又は持込による什器その他の備品の設置、作品の展示・販売、接客及び集客等は、当会館が指定したブース内で行うこと
 - (8)ブース内で音源を使用する場合、隣接する出店者に迷惑がかからない音量及び態様にとどめ、かつ、必要とされる音楽の権利処理を、出店者の責任及び費用負担で行うこと
- 2 前項に関わらず、当会館が、出店者による前項各号に違反する行為を確認した場合、当会館は、当該出店者による出店ブースの撤去及び退場を要請できるものし、出店者は当会館の要請に従うものとします。

第13条（当日の禁止事項）

- 1 本イベントでは、以下の行為が禁止されます。出店者は、以下の各号が禁止されることに同意の上、本サービスに申込を行うものとします。
- (1)強引な勧誘その他の来場者に対する迷惑行為
 - (2)誹謗中傷その他の他の出店者に対する迷惑行為又は営業妨害
 - (3)当会館よりレンタルしたオプションのテーブル、パネルその他備品の破壊・損傷を加える行為、及び当会館の指定するルールに違反する使用行為
 - (4)出店ブースの設置、レンタル又は持込による什器その他の備品の設置、作品の展示・販売、接客及び集客等を自身の出店ブースから、通路又は隣接ブースにはみ出して行うこと
 - (5)火を使い、又は発生させるおそれのある行為
 - (6)他の出店者及び来場者に迷惑を掛けるような過度な飲酒・指定場所以外での喫煙
 - (7)危険物の持込みその他第6条2項で禁止される物品の持込、展示及び販売
 - (8)会場内での車両の利用

- (9)他の出店者の作品及び肖像、及び来場者の肖像を無断で撮影すること、並びに撮影物を複製又はインターネットに無断でアップロードするなどの利用をすること
 - (10)作品及び備品の搬入・搬出のための荷積み又は荷下ろしの完了後、その他必要がないにもかかわらず、車両搬入口に車両の駐車をする行為
 - (11)会場内に設置された電源及びコンセントの使用
 - (12)第 12 条 1 項 8 号の条件に違反する音源の使用
 - (13)他の出店者や来場者の迷惑となるような展示その他の行為
 - (14)本イベント当日、同会場および近隣の会場で開催される他のイベントの運営の妨げ・迷惑になる行為
- 2 前項に関わらず、当会館が、出店者による前項各号に該当する行為を確認した場合、当会館は、当該出店者によるブースの撤去及び退場を要請できるものし、出店者は当会館の要請に従うものとします。

第 14 条（本イベントのプロモーションへの協力）

- 1 出店者は、①当会館又は当会館の指定する者が、本イベント及び当会館が企画、運営する他のイベントの告知、広報、宣伝及び運営を目的として、本イベントで出品された作品、出店者の肖像を含む開催風景を写真又は映像で撮影すること（撮影された写真及び映像を以下「プロモーション素材」といいます）、②当会館、本イベントは当会館が指定する第三者が、プロモーション素材及び出店者専用ページに登録された出店者の出店タイトルやクリエイター名、出店作品の写真や情報等を、本 WEB サイトを含む WEB サイト、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、カタログ、DM、パンフレット等の印刷物に利用すること（以下「本利用」といいます）を許諾します。なお、本利用は、期間及び場所を限定されず、かつ出店者に対する対価の支払いを要しないことに、出店者は同意します。
- 2 出店者は、前項に定めるプロモーション素材の撮影及び本利用に関し、当会館又は当会館の指定する第三者に対し、著作権、著作者人格権、肖像権その他の権利を行使せず、かつ共同出店者をして行使させないものとします。万が一、共同出店者がかかる権利を行使した場合、当会館は一切関与しないものとし、出店者は、自己の責任において解決するものとします。

第 15 条（不可抗力）

天災地変、火災、地震、豪雨、洪水、悪天候、戦争、クーデター、暴動、内乱、交通機関の停止又は遅延、事故、ストライキその他の労働争議、テロの恐れ、皇室における訃報その他これらに準ずる不可抗力による事由により、本イベントの開催が不可能又は困難となったと当会館が判断した場合、当会館は、本イベントの中止又は時間変更等に起因する損害、損失及び費用について、出店者に対して、債務不履行責任（損害賠償責任を含む）その他一切の責任を負わないものとします。

第 16 条（守秘義務）

出店者は、本イベントへの参加又は本サービスの利用に関して知り得た当会館の業務上の一切の秘密情報を、本イベントへの参加目的以外に利用し又は第三者に開示・漏洩してはならないものとします。

第 17 条（個人情報の取扱い）

- 1 当会館は、出店者から提供された個人情報を、当会館が別途定めるプライバシーポリシーで定められた目的の範囲内で使用できるものとします。また、出店者は、上記に従って、当会館が出店者から提供された個人情報を使用することに同意します。
- 2 当会館は、出店者が来場者との間で行う個人情報の授受、及び個人情報の利用に関して発生したトラブル、損害、不利益等について一切の責任を負いません。出店者は、来場者の個人情報の提供を受けた場合、個人情報保護法に従って取り扱うものとします。

第 18 条（一般的禁止事項）

- 1 出店者は、本サービスの利用に関連して、以下の各号に定める行為又はそのおそれのある行為を行わないものとします。
 - (1)法令、本規約、注意事項等に違反する行為
 - (2)公序良俗に反する行為
 - (3)出店ブースの全部又は一部を有償又は無償で第三者に譲渡又は貸与する行為
 - (4)当会館による本イベントの運営を妨げる行為
 - (5)詐欺その他の犯罪に結びつく行為
 - (6)虚偽又は欺罔的な情報の提供
 - (7)上記のほか、当会館が不適切又は不適当であると判断する行為
- 2 当会館は、出店者が前項に違反すると判断した場合には、当該出店者との出店契約を解除し、又は当該出店者による出店ブースの撤去及び退場を要請できるものし、出店者は当会館の要請に従うものとします。

第 19 条（損害賠償及び紛争）

- 1 出店者は、本規約又は注意事項等に違反し、又は、故意若しくは過失により、当会館、他の出店者、来場者その他の第三者に損害を与えた場合には、当該損害を賠償するものとします。
- 2 出店者は、他の出店者、来場者その他の第三者との間に、トラブル、紛争等が生じた場合には、自己の責任と費用負担でこれを解決するものとします。当会館は、出店者に関するトラブル、紛争等に関与、解決する等の義務を負わず、出店者は、当会館に対して、トラブル、紛争等への関与、解決等を要求できないものとします。但し、当会館は、本イベントの円滑な運営のために必要又は有益と判断した場合には、出店者に関するトラブル、紛争等に関与できるものとし、出店者は、当会館が要請したときは、これに協力するものとします。

第 20 条（知的財産権等）

本 WEB サイト上の写真、動画、文字その他の情報に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含みます）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の一切の知的財産権（それらの権利を取得する又はそれらの権利につき出願、登録等を行う権利を含み、以下「知的財産権」といいます）は、当会館又は当会館が指定する第三者に帰属するものとします。ただし、出店者が自ら出店者専用ページに登録した作品写真や文字情報に関する知的財産権は、当該出店者に帰属します。

第 21 条（本サービス及び本規約の変更）

- 1 当会館は、出店者に対して、当会館が適当と判断する方法によって通知した上で、いつでも本サービス、本規約及び注意事項等の内容を変更、追加、削除、廃止等（以下、あわせて「変更等」といいます）できます。
- 2 出店者は、本サービス、本規約及び注意事項等の変更等について、自己の責任で確認するものとします。出店者は、本サービス、本規約又は注意事項等の変更等の以降に本サービスを利用した場合は、本サービス、本規約又は注意事項等の当該変更等について確認及び同意したとみなされます。

第 22 条（準拠法及び管轄）

- 1 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
- 2 本規約、又は本サービスに起因又は関連して当会館と出店者との間で生じた紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2022 年 4 月 1 日 作成